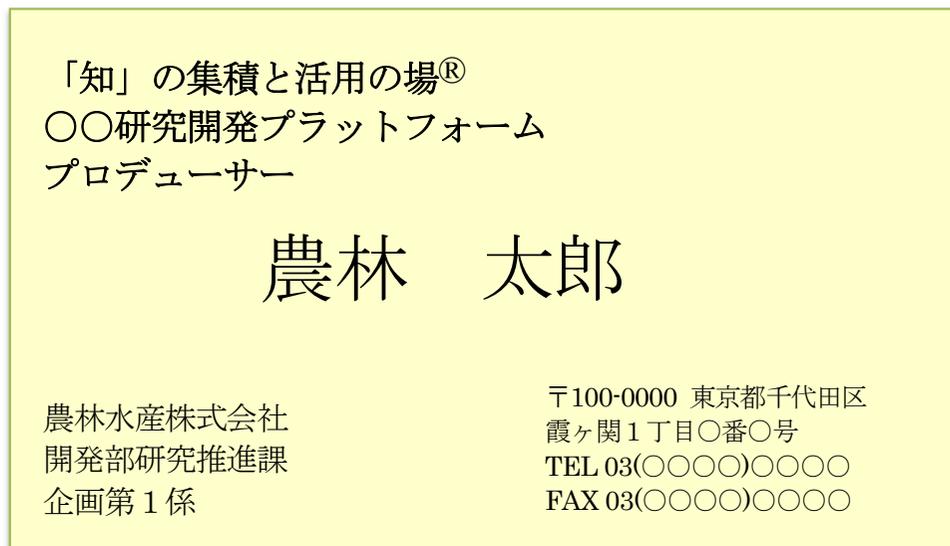


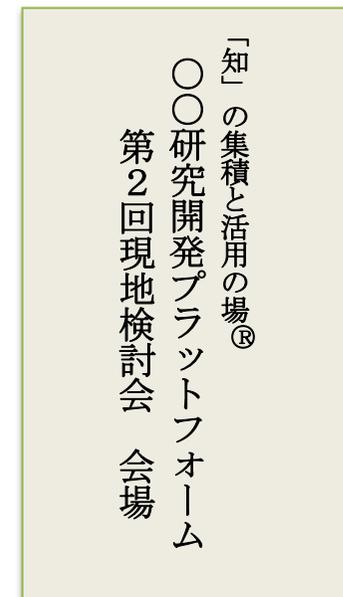
登録商標『「知」の集積と活用の場』使用例と注意点

名刺、看板、冊子、パンフレット、論文、ポスター、Web、動画等に商標を表示する場合は、以下の例を参考に記載して下さい。

<例1> 名刺に使用する場合



<例2> イベントの看板に使用する場合



＜例3＞冊子、パンフレット、論文等に使用する場合

<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>4. まとめ</p> <p>----- 『知』の集積と活用の場 産学官連携協 議会〇〇研究開発プラットフォームプロデュ ーサー農林太郎氏によると、「××××××× ×。」と述べている。</p> <p>-----</p> <p>以上</p> <p>-----</p> <p>※『知』の集積と活用の場 は農林水産省の登録商標 です。</p>
---	---

農林水産・食品産業におけるオープンイノベーション

「知」の集積と活用の場

我が国の農林水産・食品産業の競争力を強化するためには、従来の常識を覆す革新的な商品・サービスを生み出すイノベーションの創出が必要です。農林水産省では、平成28年4月、農林水産・食品分野に、他分野の多様な知識・技術等を導入する新たな産学官連携の仕組み「知」の集積と活用の場を創設し、オープンイノベーションを推進しています。



多様な他分野のアイデア・技術等を導入

お問い合わせ先
農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室
Tel〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

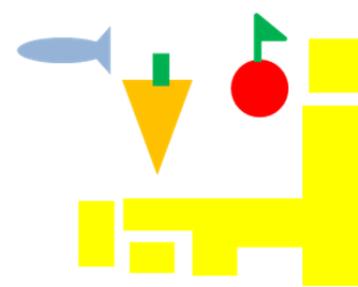
※『「知」の集積と活用の場』 は農林水産省の登録商標です。

<例4>ポスター等に商標を表示する行為

(イベント案内のポスター)

第2回農林水産技術研究成果発表会
オープンイノベーション
シンポジウム
2018/4/1 (日) 10:00~17:00 **入場無料**

〇〇〇〇〇〇ビル
4階展示場ホールA
(東京都千代田区霞ヶ関)



主催: 「知」の集積と活用の場®
〇〇研究開発プラットフォーム
後援: 農林水産省
お問い合わせ: 〇〇〇〇〇〇〇co.jp

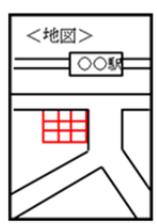
(イベント案内のチラシ)

農林水産業競争力強化セミナー2017
～オープンイノベーションの事例～

日時: 2018年4月2日 (月)

会場: 東京都〇〇会館
(JR〇〇駅より徒歩5分)

対象: 企業及び大学研究
機関の方等



第1部: 基調講演
「農林水産業におけるオープンイノベーション」
講師: 農林水産株式会社取締役 農林花子

第2部: パネルディスカッション
今後必要なオープンイノベーションの人材育成

お問い合わせ: 「知」の集積と活用の場®
〇〇研究開発プラットフォーム

Tel: 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
Mail: 〇〇〇〇〇〇〇co.jp

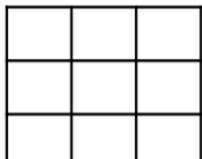
(ポスター展示等のポスター)

「知」の集積と活用の場®
〇〇研究開発プラットフォーム 2017年度研究成果

自動トラクター走行に向けた実証技術の確立

<研究概要>
.....
.....
.....

<実証結果>
.....
.....



<成果の社会実装予定>
.....
.....
.....

<連絡先> 農林水産株式会社
開発部研究推進課企画第1係 農林太郎
E-mail: 〇〇〇〇〇 / Tel: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

<例5> Web、動画等に商標を表示する行為



注意点

- ①商標の使用により、『「知」の集積と活用の中』の国民への認知を高めるため、「知」の集積と活用の中を取組と関連する活動を行う場合は、なるべく商標の表示をお願い致します。(商標法上、商標使用の際には、『「知」の集積と活用の中』が登録商標であることを表示する努力義務があります。)
- ②登録商標を表示する場合、レジスタマーク(登録商標であることを表すマーク)「®」を、横書きの場合は商標の右上または右下に(例1)、縦書きの場合は商標の右下または左下に記載して下さい(例2)。また、名刺や説明資料等で、研究開発プラットフォーム名や研究コンソーシアム名を記載する際は、なるべく『「知」の集積と活用の中®』を併記して下さい(例1、例2)。
- ③『「知」の集積と活用の中』の文言を変えて使用しないで下さい。
- ④「知」の集積と活用の中での活動と関係のない表示に商標は使用できません。例えば、「知」の集積と活用の中を取組と関係のない製品やイベントを広告・販売するために商標を使用する等、第三者に「知」の集積と活用の中での活動の内容を誤認させるような使用をしないで下さい。
- ⑤冊子やパンフレット等で商標を多用する場合等、その都度「®」を表示することが難しい場合は、「®」の表示を省略することができます。(例3) この場合、本文中での『「知」の集積と活用の中』の記載においては、他の文言と区別できるよう、なるべく字体を変更・太字にする、カギ括弧書きにする等により、登録商標であることを強調して下さい。また、併せて、頁下や巻末に、『「知」の集積と活用の中』が農林水産省の登録商標であることを記載して下さい。